

議案第 77 号

狭山市敬老祝金支給条例を廃止する条例

狭山市敬老祝金支給条例（昭和 56 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の敬老祝金の支給については、なお従前の例による。

平成 27 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

高齢者人口の増加による敬老祝金の支給環境の変化を鑑みるとともに、今後求められる福祉施策の充実を図るため、敬老祝金を廃止したいので、この案を提出するものである。